

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループが株主やお客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信任に応え、広く社会から信頼されるグループであることを経営上の重要な課題と位置付けており、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させるため、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

- 1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 2) 様々なステークホルダーと適切に協働する。
- 3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 4) 独立社外取締役などの非業務執行役員が、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- 5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話をおこなう。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1-2-4 議決権電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳】

2016年度より、議決権電子行使プラットフォームの利用を通じて、株主の議決権行使の利便性を確保する予定です。なお、招集通知の英訳については、現在の株主構成を勘案して当面見合わせることにいたします。

【補充原則 4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬】

株主との利益の一致をよりはかるうえで、中長期的な業績との連動や自社株報酬は今後の課題と認識しており、引き続き当社に適した役員報酬制度を検討してまいります。

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任し、独立した立場からの助言機能・監督機能がおおいに発揮されております。2016年の株主総会においては、2名以上選任を検討しております。

【補充原則 4-10-1 指名・報酬などに関する独立社外取締役の適切な関与・助言（任意の委員会の設置等）】

任意の諮問委員会については、今後、独立社外取締役を複数選任し、より独立社外取締役が当社のガバナンスにおいて有効に機能し得る体制を整えたうえで、当社にとって諮問委員会の設置が適切であるかを検証してまいります。

【補充原則 4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会が実効性高く運営され、企業価値の向上の実現をはかっているかを毎期検証するため、今後、自己評価書の提出等の方法により、取締役会の実効性について分析・評価をおこない、その概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化を通じて当社グループの企業価値の増大に資する場合や、事業シナジーが見込まれる場合を除き、原則として取引先の株式を保有いたしません。政策保有株式については、毎年、取締役会において、その保有の必要性を検証し、保有継続の可否および株式数の見直しを実施しております。議決権行使に当たっては、基準を定め、株主としての価値の毀損につながる議案には反対を検討いたします。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員が会社法に定める利益相反取引をおこなう場合は、事前に取締役会の承認決議を要する旨を裁決規程に定めております。また、役員や主要株主等との取引は、年度末にグループ各社より取引内容の報告を受け、その内容を取締役会に報告し、関係法令にしたがって開示しております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、建設を通じて社会における相互補完の一翼を担うという経営理念を踏まえ、グループトータルでの企業価値の増大をはかることとしており、グループの業績が安定的で持続可能な成長路線をたどるよう中期経営計画を策定し、ホームページ等でこれを公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

業務執行取締役の報酬等は、成果や職責を適切に反映させた業績連動によるインセンティブ付けをおこなっており、業務執行をおこなわない取締役や監査役等の報酬等は、業績連動の要素を含まないものとしております。この方針にもとづき、株主総会にて承認を得た範囲内で、取締役会の一任を得た社長が、会長等と協議のうえ決定しております。

(4) 取締役等の選任・指名をおこなうに当たっての方針と手続き

当社の経営陣幹部・取締役・監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者としており、その方針にもとづき取締役会の構成の多様性に配慮して、取締役会において選任・指名しております。

(5) 取締役等の個々の選任・指名についての説明

社外の取締役・監査役についてはその候補者とした理由を株主総会招集ご通知に記載しております。また、全ての取締役・監査役の指名をおこなった際の個々の理由は当社のホームページ (<http://www.takamatsu-cg.co.jp/>) に記載しておりますのでご参照願います。

【補充原則 4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「決裁規程」等の社内規程において、取締役会が法令・定款により専決する事項および重要な意思決定として決議する事項を明確にしております。それ以外の業務執行の意思決定は、重要性や金額等の基準を「決裁規程」に定め、社長、担当執行役員等に権限を委任しております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準を充足し、かつ、独自の「社外役員の独立性要件」を定め、その要件を満たす候補者を独立社外取締役および独立社外監査役に選定しております。

【補充原則 4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模】

当社グループは、持株会社である当社と、高松建設と青木あすなる建設を中核事業会社とするグループ会社20社で構成されています。このため、当社の取締役会は、グループ事業会社を統括し、その事情を反映させるため、業務執行取締役以外に中核2社の経営トップを構成メンバーとし、その他独立社外取締役等の非業務執行取締役に構成することを基本としております。取締役は定款の定めにもとづき15名以内としており、現在、取締役会は、独立社外取締役1名を含む非業務執行取締役9名と業務執行取締役4名の計13名で構成されております。

【補充原則 4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任】

取締役、監査役は、取締役会への出席を優先事項とし、グループ外の会社との役員兼任はその役割・責務を適切に果たす上で支障がない範囲としております。

兼任状況は、毎年、株主総会招集ご通知等において開示しております。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役および監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングとして以下のような機会を提供しております。

- ・新任の取締役・監査役には、当社の基本理念、経営状況、経営戦略、組織・権限体系等についての説明、およびその経歴に応じて、会社法務、企業会計、コーポレートガバナンス等に関して説明をおこなっております。
- ・上記に加え、社外取締役・社外監査役には、当社グループの主要施設や工事の現場視察等の事業内容の理解を深める機会を設けております。
- ・また、新たな法改正や経営課題等に関する事項については、適宜に資料の配布や説明をおこなっております。
- ・取締役・監査役は、その職責を果たすために必要な知識・情報を、能動的に習得・収集することとしており、各自の判断により、必要な書籍の購入、外部の研修プログラムへの参加等をおこなうことを奨励し、そのために必要な費用は会社が負担することとしております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話に関する方針は以下のとおりです。

- ・当社はIR担当の最高責任者を社長とし会社説明会の説明者は社長がこれに当たっております。IR・広報室は、日頃より財務部等の関連部門およびグループ事業会社と容易に連携がとれる体制としております。
- ・株主、投資家からの個別取材に関しては、IR・広報室長が面談または電話により対応しており、面談結果については都度社長に報告し、情報の共有および課題の検討が可能な体制をとっております。
- ・当社は、インサイダー情報の漏洩リスクを最小限に抑えるためIR取材にサイレント期間を設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高松 孝之	8,645,700	22.24
(株)三孝社	6,000,000	15.43
高松 孝育	2,224,900	5.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,381,400	3.55
(株)孝	1,226,720	3.16
(株)りそな銀行	1,080,000	2.78
(株)みずほ銀行	824,000	2.12
高松コンストラクショングループ社員持株会	558,480	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	477,500	1.23
三井住友信託銀行(株)	424,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	高松 孝之
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主が取引をおこなう場合の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しており、事前に取り締役会の承認決議を要する旨を決裁規程に定めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

連結子会社のうち、青木あすなろ建設(株)は東京証券取引所第一部に上場しております。子会社の経営は、独立企業としての自己責任体制と自主的経営を基本とし、グループ憲章において、独立自尊(各企業は互いに独自性を尊重する)、協力競争(各企業は互いに協力する一方競争する)等を掲げております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
萩原 敏孝	他の会社の出身者											△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩原 敏孝	○	萩原敏孝氏は、当社子会社と取引がある(株)小松製作所の出身であります。その取引の規模は軽微なものであり、当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はないと判断されることから、概要の記載を省略します。	萩原敏孝氏は、経営者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	4名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換をおこなうなど連携を図っております。また当社は、内部監査室を設置しておりますが、監査役監査と内部監査室監査とが効率的かつ実効的におこなわれるよう、監査役会と相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	3名
----------	----

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
柴田 香司	他の会社の出身者													△			
杉上 七三夫	税理士													○			
浅岡 建三	弁護士													○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 香司	○	柴田香司氏は、2005年3月まで当社の取引銀行である(株)みずほ銀行の業務執行者でありましたが、当社は無借金経営であり、同行と当社との間には当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はありません。	柴田香司氏は、(株)みずほ銀行の支店長およびみずほ信用保証(株)の常務取締役としての専門的な知識と幅広い実務経験を、客観的立場で当社の監査体制に活かしてもらうため、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定しております。
杉上 七三夫		杉上七三夫氏は、当社子会社が顧問契約を締結している税理士法人Comsiaの最高顧問ですが、同事務所への報酬支払額は軽微なものであり、当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はないと判断されることから、概要の記載を省略します。	杉上七三夫氏は、税理士としての豊富な経験知識と高い識見を、客観的立場で当社の監査体制に活かしてもらうため、社外監査役に選任しております。
浅岡 建三	○	浅岡建三氏は、当社子会社が顧問契約を締結している浅岡・瀧法律会計事務所の所長ですが、同事務所への報酬支払額は軽微なものであり、当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はないと判断されることから、概要の記載を省略します。	浅岡建三氏は、法務分野を中心とした幅広い経験と識見を有されており、当社の監査機能の一層の充実に寄与いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した公正中立な立場を保持できるものと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

業務執行をおこなう取締役の報酬については、業績の伸びや計画達成状況、および各々の取締役の職責や貢献度などの要素を計算式に算入することにより算出しており、業績の達成率が報酬に反映する仕組みとしております。業務執行をおこなわない取締役についてはあらかじめ決定した定額としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

有価証券報告書、事業報告にて取締役および監査役の報酬等の総額を開示しております。2015年3月期において取締役に支払われた報酬等の総額は165百万円であり、監査役に支払われた報酬等の総額は28百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、役員報酬規程、役員報酬基準に則り、社長が報酬委員会との協議により、業績および経営環境を考慮し決定しております。具体的には業務執行をおこなう取締役の報酬については、当社の業績の伸びや計画達成状況、および各々の取締役の職責や貢献度などの要素を計算式に算入することにより算出しており、業績の達成率が報酬に反映するインセンティブ要素を盛り込んだ仕組みとしております。社外取締役を含む業務執行をおこなわない取締役については、あらかじめ決定した定額となっております。監査役報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により決定しております。

なお、株主総会で承認された取締役の報酬総額の限度額は年額250百万円以内となっており、監査役報酬総額の限度額は総額45百万円以内となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役にも、取締役会資料を事前に配付し、十分に内容を検討いただけるようにしております。また、監査役職務を補助するために「監査役室」を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は取締役13名から構成され、グループ企業価値を最大化するという認識のもとに、会社法上要請される事項の決定をはじめグループ全体の経営方針・戦略の最終決定等をおこなっております。

2. 監査役会

監査役会は3名の社外監査役を含む4名の監査役により構成され、各監査役は監査役会が策定した監査計画に従い、事業会社の監査役と連携をとり、各社の重要な事業所への往査をおこなうほか、各社の取締役会等、重要な会議への出席や、当社ならびに事業会社の取締役等および会計監査人に報告を求めることで、取締役の職務執行につき厳正な業務監査をおこなっております。

3. 会計監査人

当社は会計監査人に有限責任あずさ監査法人を選任しており、会社法ならびに金融商品取引法に基づく公正な監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性を確保するため、社外取締役1名および社外監査役3名を選任しており、会社内の指揮系統や慣行にとらわれない社外の公正な立場から意見を賜ったり、コンプライアンス体制の確立にあたって第三者の立場から批判をいただくといった役割を、平素の監査の強化や

取締役会での積極的な発言を通じて、十分に発揮していると認識しております。
なお、常勤監査役2名が大阪と東京に常駐し、グループ全体をきめ細かく監査する体制をとっております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の21日前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2015年3月期定時株主総会は第1集中日の6月26日(金)を避け、2015年6月25日(木)に開催しております。
その他	株主総会招集通知を事前にホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	IR活動については、決算説明会を実施しております。 また、アナリスト、機関投資家、新聞記者の個別の取材に対して積極的に応じております。	あり
IR資料のホームページ掲載	トピックス、投資家向け情報(決算短信・有価証券報告書・決算説明会資料・株主総会資料等)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署・・・IR・広報室 IR担当役員・・・代表取締役社長 小川完二 IR連絡責任者・・・執行役員 IR・広報室長 鳥居周	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重を明確にしております。
その他	当社グループは、ステークホルダーの皆様はもちろん、地域社会を含めた全ての人々との良好な関係を構築するため、「地域清掃活動」や「建築現場への地域防災備蓄倉庫の設置」など、ささやかながら、地域社会への貢献活動をおこなっております。このような活動を実施していくことが、社会的責任の一部であると考え、今後も機会をとらえ継続的に実施してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 資料

当社は、2006年5月18日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。その後、適宜これを改訂しており、2015年5月1日に施行された改正会社法および会社法施行規則にもとづき、当社の業務の適正を確保するための体制等は以下のとおりとしております。

1. 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループでは、取締役は、「取締役会規程」および「決裁規程」にもとづき、その職務の執行をおこなうにあたり、法令、定款、企業理念および諸規程に則り行動し、その職責を果たすこととしております。
 - (2) 当社グループでは、取締役会が企業倫理および社会的責任にたらし、経営方針およびその執行方法に適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないか自ら検証することが使命であると位置づけております。
 - (3) 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。
 - (4) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の決定に関する記録について、「取締役会規程」および「文書管理要領」に則り作成保存および管理しております。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループでは、各社が損失の危険の管理に関する事項は、「決裁規程」および「リスク管理規程」に定めており、重要事項については取締役会で決議しております。
 - (2) 当社は、子会社の重大なリスク発生等を把握し、グループに影響を及ぼす事項を統括しております。特にリスクが高い事項については、子会社の取締役会で決議する前に、当社へ報告することとしております。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - (1) 当社グループでは、取締役会は、グループの重要事項について適正かつ迅速な意思決定をおこなう体制を整え、取締役の業務執行が経営方針と合致しているか検証するとともに、目標実現に向けて指導ならびに指示をあたえております。
 - (2) 当社は、取締役会の審議のさらなる活性化とガバナンスおよび経営監督機能の強化のため、社外取締役を選任しております。
 - (3) 当社は、子会社の取締役会が適切に意思決定をおこない、チェック機能をはたすよう支援し、その決議事項が適正なものかを管理しております。
5. 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループでは、社員全員に「企業理念」カードを配布し、日々唱和をおこない、企業理念に則った行動をとるよう努めております。
 - (2) 当社グループでは、共通のグループ報や各社の社内会議の機会を捉え、社員全員に法令遵守が企業活動の前提であることを繰り返し伝え、社員の法令、定款および諸規程の遵守についての周知徹底をはかっております。
 - (3) 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。
6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループは純粋持株会社体制を採用し、グループ共通事項は当社が、業務執行に係る事項は中核会社が支援および管理をおこなうこととしております。
 - (2) グループとしての一体感を形成するため「グループ憲章」を定め、各社が共通した企業理念にもとづいて適正かつ適法な企業活動をおこなうこととしております。
 - (3) グループ各社が相互に緊密に連携をとり、子会社の自主独立による発展をはかるとともに、グループトータルの企業価値の増大をはかるため、「持株会社と事業会社に関する規程」を定めております。
 - (4) 各中核会社が主催するグループ社長会を開催して、実効性を高める体制をとり、各社の業務の適正の確保に努めております。
 - (5) 当社は、子会社が報告すべき事項を定め、定期的あるいは発生の都度報告を受けております。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役を補助するために監査役室を設置しております。
8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括いたします。
 - (2) 補助者の監査役補助職務に係る人事評価は監査役がおこない、人事異動・懲戒処分に関しては監査役の同意を得ておこなうこととしております。
9. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告します。
 - (2) 監査役は、一部子会社の監査役を兼任し、各社の業務遂行状況等の報告を受ける体制としております。
 - (3) 監査役は、必要があると認めるときは、取締役および社員に報告を求めることができることとしております。
 - (4) 内部監査部門およびグループ統括部門は、当社グループにおける内部監査、リスク管理等の現状を報告することとしております。
 - (5) グループ各社で内部通報規程を定め、グループの役員、社員からの通報窓口を当社または中核会社の監査役とするとともに、当該通報をしたことを理由とする、解雇その他不利益な取り扱いを禁止しております。
10. その他監査役が監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
 - (1) 監査役会は、会計監査人および内部監査部門から監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換をおこなうなど連携をはかっております。
 - (2) 監査役を補助する費用については、あらかじめ予算に計上し、請求に応じております。また、臨時に発生した費用についても、正当性を確認のうえ、請求に応じることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会勢力および団体に対して、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底することとし、取締役会において前述の「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」1. (4) のように決議しております。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

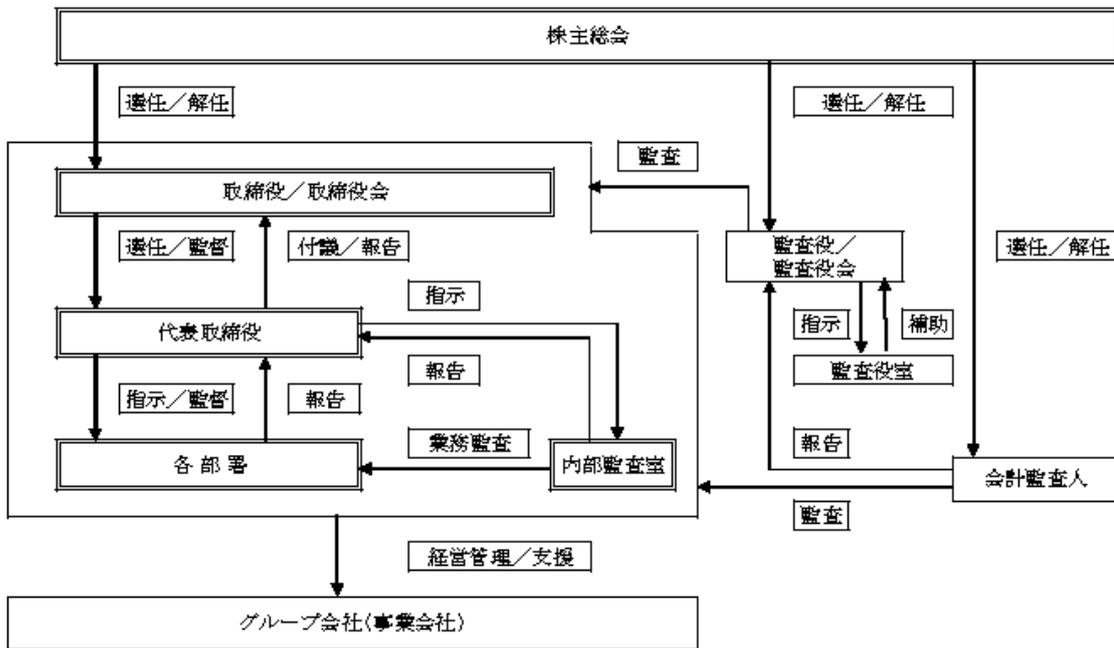
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制＞



＜適時開示体制の概要＞

